

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ソシオネクスト			コード	6526
提出日	2022/10/12	異動（予定）日	2022/10/12		
独立役員届出書の提出理由	新規上場に伴う届出のため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	北所 克史	社外取締役	○									○					指定	有
2	鈴木 正俊	社外取締役	○													○	指定	有
3	笠野 さち子	社外取締役	○													○	指定	有
4	市川 育義	社外取締役	○													○	指定	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	株式会社日本政策投資銀行の取締役常務執行役員を務めております。同社は、当社議決権の14.99%を所有する主要株主であります。	投資銀行における経営者としての経験と金融や投資に関する豊富な知識を有していることに加え、東京証券取引所および当社が定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立した社外取締役として客観的かつ中立的な立場から取締役会の意思決定および監督機能への貢献が期待できると判断したためです。なお、北所氏は当社の主要株主である株式会社日本政策投資銀行の出身者ですが、当社株式上場時に同社が相当数の当社株式を売却しており、また、同氏の優れた人格、金融面や経営面に対する高い見識、複雑で理解に時間を要する当社ビジネスモデルを十分に把握した上で事業運営にかかわる有益な助言を当社が受けていること等を勘案して、当社が定める独立性判断基準を満たしていると判断いたしました。
2	該当なし	IT関係の複数の上場企業における長年の経営者としての経験と、経営トップを務めた経験から、高い見識と幅広い視点を有していることに加え、東京証券取引所および当社が定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立した社外取締役として客観的かつ中立的な立場から取締役会の意思決定および監督機能への貢献が期待できると判断したためです。
3	該当なし	弁護士としての職務経験に基づく法律に関する専門的な知識・経験に加えて、東京証券取引所および当社が定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立した監査等委員である社外取締役として専門的かつ中立的な立場から取締役会の意思決定の適正性や透明性の確保や監査・監督機能強化への貢献が期待できると判断したためです。
4	該当なし	公認会計士としての職務経験に基づく財務会計に関する専門的な知識・経験や監査法人における経営者としての経験に加えて、東京証券取引所および当社が定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立した監査等委員である社外取締役として専門的かつ中立的な立場から取締役会の意思決定の適正性や透明性の確保や監査・監督機能強化への貢献が期待できると判断したためです。

4. 補足説明

当社は、社外取締役の独立性判断基準を定めております。
その内容は以下のとおりです。
なお、当該基準を満たした社外取締役を独立役員としております。

《ソシオネクスト》社外取締役の独立性判断基準
当社は、社外取締役又はその候補者が、次の1から9のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有しているものと判断する。
ただし、次の1から9のいずれかに該当する者であっても、当社が十分に独立性を有すると考える者については、その理由を公表することを条件として、当社の独立社外取締役とすることができ。

- 当社グループ（注1）を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者（注3）
- 当社グループの主要な取引先（注4）、主要な借入先（注5）、又はそれらの業務執行者
- 当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を得ている（注6）外部専門家、又は当該外部専門家が法人等の団体である場合の当該団体に所属する者
- 当社の会計監査人の社員又は使用人
- 当社グループから多額の寄付を得ている（注7）者、又は当該寄付を得ている者が法人等の団体である場合の当該団体に所属する者
- 当社グループから取締役等の役員を受け入れている法人等の団体の業務執行者
- 過去3年間に於いて上記1から6のいずれかに該当していた者
- 当社の主要株主（注8）又はその業務執行者
- 次のいずれかの者の近親者（注9）
(1) 上記1から8に掲げる者
(2) 当社グループの業務執行者
(3) 過去3年間に於いて当社グループの業務執行者であった者

（注1）当社グループとは、当社および当社の子会社をいう。
（注2）主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上が当社グループへの売上である者をいう。
（注3）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める者をいう。
（注4）主要な取引先とは、当社グループの取引先のうち、当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上が当該取引先への売上である者をいう。
（注5）主要な借入先とは、当社の直近の事業報告に記載された主要な借入先をいう。
（注6）多額の報酬を得ているとは、個人に関しては当社グループの直近事業年度において年間1,000万円以上の報酬を得ていること、法人等の団体に関しては当該団体の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の報酬を得ていることをいう。
（注7）多額の寄付を得ているとは、当社グループの直近事業年度において年間1,000万円以上の寄付を得ていることをいう。
（注8）主要株主とは、議決権を10%以上保有する者をいう。
（注9）近親者とは、配偶者、2親等内の親族又は同層の親族をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。